

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和3年11月30日付.保医発1130第1号.令和3年12月1日適用)及び厚生労働省保険局医療課長発通知(令和3年11月30日付.保医発1130第2号.令和3年12月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎適用範囲が拡大された検査項目

項目名	保険点数	区分
カルプロテクチン(糞便)	276点	区分番号「D003」 糞便検査 (尿・糞便等検査)

新	旧
(1)～(3) (略) (4) カルプロテクチン(糞便) ア (略) イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、 <u>潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはFEIA法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> ウ 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。 (5) (略)	(1)～(3) (略) (4) カルプロテクチン(糞便) ア (略) イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ウ 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。 (5) (略)

下線部が追加又は変更され、FEIA法については潰瘍性大腸炎の診断補助と病態把握、クローン病の診断補助に加え、クローン病の病態把握が追加適用されました。

●FEIA法の弊社受託項目につきましては No.13068 カルプロテクチン(便中)/FEIA をご利用いただきますようお願いいたします。

裏面に続きます

◎新規保険収載項目及びこれに伴い増点される検査項目

項目名	保険点数	区分
RET融合遺伝子検査	5,000点	区分番号「D004-2」 悪性腫瘍組織検査 (遺伝子関連・染色体検査)
悪性腫瘍遺伝子検査 (シーケンサーシステム) 販売名: オンコマイン Dx Target Test マルチ CDx システム	14,000点	区分番号「D004-2」 悪性腫瘍組織検査 (遺伝子関連・染色体検査)

D004-2 悪性腫瘍組織検査

(1)~(3) (略)

(4) 悪性腫瘍遺伝子検査の「処理が複雑なもの」とは、つぎに掲げる遺伝子検査のことをいい、~(略)

ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査、METex14 遺伝子検査、RET融合遺伝子検査
イ・ウ・エ (略)

(5)~(25) (略)

※下線の遺伝子が追加されました。

これに伴い、「オンコマイン Dx Target Test マルチ CDx システム」中のRET融合遺伝子検査の点数算定が可能となり、

旧点数内訳	
イ 処理が容易なもの 3項目同時実施 (EGFR遺伝子・ROS1融合遺伝子・ALK融合遺伝子)	6,000点
ロ 処理が複雑なもの + (BRAF遺伝子)	5,000点
合計	11,000点



新点数内訳	
イ 処理が容易なもの 3項目同時実施 (EGFR遺伝子・ROS1融合遺伝子・ALK融合遺伝子)	6,000点
ロ 処理が複雑なもの 2項目同時実施 + (BRAF遺伝子・RET融合遺伝子)	8,000点
合計	14,000点

での算定となります。

●新点数に対応した項目は弊社近日受託開始(詳細は別途お知らせ)

【参考】

令和3年12月1日保険適用予定であった「オンコタイプDX乳がん再発スコアプログラム」については、当該医療機器の供給開始遅延により、適用が保留となりました。